

表示付認証機器の購入・移動 について

東北大学金属材料研究所
放射線障害予防委員会

表示付認証機器

3.7 MBq以下で下限数量を超える放射性同位元素装備機器の内、設計認証制度*に基づいた認証内容のとおりに製作され、認証機器である旨の表示を付した機器

例

ECD等 (^{63}Ni)

液面計 (^{137}Cs , ^{60}Co)

減肉検出装置 (^{137}Cs , ^{60}Co)

密度計、レベル計 (^{60}Co 他)

中性子水分計 (^{252}Cf)

密度水分計 (^{60}Co + ^{252}Cf)

標準ガンマ線源 (^{60}Co 他)

その他 (^{241}Am 他)



図 表示付認証機器の例

*設計認証制度

・放射性同位元素装備機器の設計・構造、使用方法や製造工場の品質管理等の観点から、予め国や国の登録を受けた機関が認証する制度

表示付認証機器の法規制*

＜放射線障害防止法の適用除外＞

- ・認証された保管、使用、運搬に関する条件を満たす運用時

運用の際は、認証条件を満たすことが明示できるように、帳簿を作成すること

認証条件の記載された書類は機器と同じ場所で管理すること

- ・法令上の譲受(受入れ)、譲渡(払出し)には該当しない

＜放射線障害防止法の適用＞

- ・譲り受け、引き渡し、購入においては30日以内に原子力規制委員会へ届出

台数の減少における届出の際は、機器を引き渡した際の「受領書」あるいはこれに相当するものの写しを添付すること

- ・廃棄においては、購入先へ引き渡し、記録を残す

全ての機器を廃棄する際は、上述の「受領書」に加え、「廃止届」、「廃止措置の報告書」を添付すること

- ・紛失又は所在不明が判明した時 → 法令上、事故扱い

*認証を受けていない下限数量を超える放射性同位元素装備機器、密封線源

- ・原子力規制委員会へ使用許可申請が予め必要で、運用全般にわたり放射線障害防止法が適用される

表示付認証機器の届出(譲り受け・購入)の流れ

1. 移動、購入を計画(使用者)

- ・使用条件、保管条件が認証条件に適合しているか確認する

2. 移動、購入(使用者及び委員会)

- ・同時に、譲り受け・引き渡しに関する書類(事業所間)、認証条件の記載された書類の受け渡しを行う

3. 原子力規制委員会へ届出(委員会、30日以内)

- ・既存の届出内容と比較し、使用届あるいは変更届を作成する
- ・原子力規制委員会へ予め相談し、記載内容のチェックをする
- ・総長印の押されたものを期日までに提出する

譲り受け・引き渡しに関する書類のやり取り、原子力規制委員会への届出など事業所として対応しなければならない事項に関しては、放射線障害予防委員会が行う(窓口は、アルファ放射体実験室)

表示付認証機器の届出(引き渡し・廃棄)の流れ

1. 移動、廃棄を計画(使用者及び委員会)

- ・既存の届出内容と比較し、変更届あるいは廃止届及び措置の報告書を作成する
- ・原子力規制委員会へ予め相談し、記載内容のチェックをする

2. 移動、廃棄(使用者及び委員会)

- ・同時に、譲り受け・引き渡しに関する書類(事業所間)、認証条件の記載された書類の受け渡しを行う

3. 原子力規制委員会へ届出(委員会、できるだけ早く)

- ・総長印の押されたものを提出する
- ・引き渡しに関する書類(受領書等)を添付する

譲り受け・引き渡しに関する書類のやり取り、原子力規制委員会への届出など事業所として対応しなければならない事項に関しては、放射線障害予防委員会が行う(窓口は、アルファ放射体実験室)

表示付認証機器の取り扱いについて

＜表示付認証機器の特徴＞

- ・下限数量を超える放射性同位元素装備機器を簡便に取り扱えるようにするための制度であり、下限数量以下の密封小線源と同様の感覚で取り扱える
- ・認証条件を満たした取り扱いにより、放射線障害防止法の適用除外となるが、廃棄、紛失、所在不明においては、法が適用される

＜放射線障害予防委員会として使用者へのお願い＞

- ・表示付認証機器の購入、譲り受け、引き渡し、廃棄の際は、事前に窓口であるアルファ放射体実験室(Tel:2161)に相談すること
- ・認証条件を満たした取り扱いを心がけ、帳簿を作成することにより第三者に明示できるようにすること
- ・紛失、所在不明が判明した時点で(探す前に)、直ちにアルファ放射体実験室に相談すること